

第18回 法廷だより

2016年8月9日、第18回口頭弁論が札幌地裁で開かれました。

暑い中 傍聴席も満員

2016年8月9日午後3時30分より札幌地裁で、第18回口頭弁論期日が開かれました。真夏の暑い天気の日でしたが、傍聴席も満席となりました。

今回の期日では、被告からは6月29日付けの準備書面（地震関係の反論書面）が提出され、原告側から8月4日付け求釈明（裁判所に対し、被告に主張の補足説明を求めるように求めること）の書面を提出しました。

地震に関する主張の経過

今回の準備書面はいずれも、地震に関するこれまでの主張のやり取りの流れの中にあるものです。

まず、被告は平成28年4月24日付け準備書面(7)及び同年5月10日付け準備書面(8)で、地震の検討方法と耐震性審査について包括的な



主張をしました。これに対し、原告は、同年5月17日付け求釈明事項書により、「被告が基本的な基準地震動の検討方法を変更した

ものでないか」と問いかけました。以上が前回の弁論までのやりとりで、今回は提出された被告準備書面(9)は、それに対する回答に当たります。その内容は、「基本的な基準地震動の検討方法に変更はない」というものでした。この書面については、専門的な用語や図表が多く含まれるので、口頭弁論期日の後の進行協議期日で、原告側から口頭の質問をして、被告から口頭で回答、説明がされました。

被告側の説明によれば、原告側の求釈明における「基準地震動が550ガルから620ガルへ引き上げられた」といった表現は正確でないようです。もっとも、規制委員会適合性審査の過程で、留萌支庁南部地震と岩手・宮城内陸地震を考慮することが求められた結果、被告が従前より大きな地震動への対応を検討するに至ったのは間違いありません。岩手・宮城内陸地震は非常に大きな地震動を記録した地震です。大飯原発福井地裁判決でも問題とされたように、従前耐震性の限界と評価されたストレステストを超えていないのか、という点が疑問となります。そこで、原告は8月4日付求釈明事項書を今回提出し、この点の説明を被告に求めました。これに対する回答は今回直接はなされず、次回までに書面でされる予定

となっています。（訴訟の現状については、1ページ弁護士からの解説もご覧ください。）

原告意見陳述

今回の主張内容についてのやり取りが終わった後、原告の市川和彦さんが意見陳述を行いました。市川さんは35年間にわたって理工系の大学教員として教育・研究にたずさわった方で、福島原発事故を経験したこれからも日本で原発を使っているのかという問題について、(1)福島原発事故は人為ミスではなく日本の自然条件の特徴である地震に起因すること、(2)原子炉や制御システムの設計は多分野の専門家が関与すべきだが実際には原子力工学の研究者や技術者が中心となってきたこと、(3)原発を運転するには住民の生活や生存を侵さないことが大原則であるのに福島原発事故ではそれが脅かされたこと、という3つの観点から検討すれば、原発稼働を止めるべきであることを訴えました。（意見陳述の内容は3ページ）

今後の予定ほか

原告の求釈明への被告の回答は、次回期日前に準備されるとのことでした。原告側からは、今後被告が認めていない断層についての主張を予定しています。

次回期日は、11月29日（火）午後3時30分からです。（なお、次回は2月28日（火）午後3時30分と予定されています。）

次回もたくさんの方に傍聴においでいただき、ともに廃炉への意志を表明していきましよう。